

諮問(情)第37号

答 申

第1 審査会の結論

平岸霊園の特定の墓地(以下「本件墓地」という。)に係る文書(以下「本件対象公文書」という。)について、市長(以下「諮問庁」という。)が一部公開決定(以下「原決定」という。)により非公開とした部分のうち、許可番号、死体火葬埋葬許可者の氏名、役職名及び印影並びに火葬場管理者の氏名及び役職名については公開すべきであるが、残りの部分については非公開が妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成20年7月16日に行った本件墓地に係る全ての記録が分かる文書の公開請求(以下「本件請求」という。)に対して諮問庁が行った原決定を取り消し、非公開とされた部分の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

本件墓地の情報は、自分の財産に関わることであるが、公開された文書は黒塗りにされていて何が書かれているか分からない。自己の権利や財産などに関する情報は、本件墓地の使用者に対して開示されるべきであり、非公開とされていることには納得ができない。

誰がどのような目的で特定の人物の遺骨を当該墓地に埋葬し、別の墓地に改葬したのか知りたいので、非公開部分の公開を求める。

第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象公文書

(1) 埋蔵に係る埋蔵等届出一式(以下「文書A」という。)

本件墓地に特定の人物の遺骨を埋葬する届出。死体火葬埋葬許可証と、古い墓地使用許可証が添付されている。

(2) 改葬に係る埋蔵等届出一式(以下「文書B」という。)

特定人物の遺骨を平岸霊園の本件墓地から他の施設に移す届出。埋蔵(埋葬)証明書及び墓地使用許可書が添付されている。

(3) 墓地手続申請書一式(以下「文書C」という。)

本件墓地に係る使用权の譲渡を申請する申請書。誓約書、戸籍謄本及び住民票が添付されている。

- (4) 墓地使用権譲渡手続きに係る起案一式(以下「文書D」という。)
墓地使用権譲渡手続きに関する起案文書。譲渡の根拠となる資料が添付されている。

2 非公開部分

上記対象公文書の非公開部分は、それぞれ次のとおりである。

(1) 文書A

個人の氏名、性別、本籍、住所、電話番号、生年月日、年齢、続柄、死亡年月日、死亡場所、埋蔵の区分、火葬場所、火葬日時、埋蔵年月日、許可番号及び許可年月日、死体火葬埋葬許可者の氏名、役職名及び印影並びに火葬場管理者の氏名及び役職名

(2) 文書B

個人の氏名、性別、本籍、住所、電話番号、年齢、埋蔵の区分、死亡年月日、改葬先の施設の名称及び住所、改葬理由、火葬場所、火葬日時並びに埋蔵年月日

(3) 文書C

個人の氏名、印影、旧使用者との続柄、本籍、住所、電話番号、誓約書の墓地譲渡の理由、戸籍謄本及び住民票の写し

(4) 文書D

個人の氏名、住所、続柄、起案の前議部分、添付書類の名称及び添付書類

3 非公開理由

- (1) 異議申立人は、本件墓地の情報は、自己の財産に関わる情報であるので、公開して欲しいとの申立てを行っているが、公文書公開請求があった場合は、あくまでも条例に基づいて、それに定められている範囲で公開をする必要があり、異議申立人に関係のある墓地に関する事柄であっても、特定の個人を識別することができる情報については、非公開としたものである。
- (2) 上記2に記載した部分のうち、氏名、性別、本籍、住所、電話番号、生年月日、年齢、続柄等については、それらの記載から特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号(個人に関する情報)の本文に該当し、かつ、例外として公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非公開とした。
- (3) 上記2に記載した部分のうち、埋葬の区分、火葬場所、火葬日時、死亡日時、死亡場所、火葬場管理者の氏名及び役職名については、氏名等を非公開にすると、この情報だけでは特定の個人を識別できないが、墓地番号が明らかになっていることから、特定の関係者には個人を識別することができ、さらに死亡・火葬年月日や死亡場所といったプライバシー性の高い情報が新たに知られることとなる。したがって条例第7条第1号(個人に関する情報)の本文に該当し、かつ、例外として公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非公開とした。
- (4) 上記2に記載した部分のうち、誓約書の墓地譲渡の理由並びに起案の前議部分(個

人の氏名及び続柄の部分を除く。)及び添付書類の名称については、その記載自体から特定の個人を識別することはできないが、現に本件墓地の使用許可を受けている者等に関して、これらの者が一般に人に知られたくないと考える事項が記載されており、これを公にすることにより、これらの者の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、条例第7条第1号(個人に関する情報)の本文に該当し、かつ、例外として公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非公開とした。

第4 審査会の判断

1 本件対象公文書

本件請求は、平岸霊園の本件墓地に関わる一切の記録の公開を求めるものである。諮問庁は、本件対象公文書として、当該墓地に関し、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び札幌市墓地条例(昭和24年条例第15号)に基づいてなされた特定の人物の遺骨に係る埋葬及び改葬の届出並びに当該墓地の使用権譲渡に係る申請及び当該申請の受理に係る諮問庁内部での検討起案を特定した。

2 本件非公開部分

本件対象公文書のうち、原決定において非公開とされた部分は、個人の氏名、印影、性別、本籍、住所、電話番号、年齢、生年月日、続柄、戸籍謄本及び住民票の写し、死亡場所及び死亡年月日、火葬場所及び火葬日時、埋蔵の区分、埋蔵年月日、許可番号及び許可年月日、改葬先の施設の名称及び住所、改葬理由、墓地譲渡の理由及び経緯、死体火葬埋葬許可者の氏名、役職名及び印影並びに火葬場管理者の氏名及び役職名である。

3 条例第7条第1号該当性

上記2の部分について、諮問庁は、いずれも本件墓地の使用者及び埋蔵者を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報である旨主張しているのので、この点について、まず検討する。

許可番号、死体火葬埋葬許可者の氏名、役職名及び印影並びに火葬場管理者の氏名及び役職名以外の部分については、特定の申請者からなされた届出及び申請の内容であり、本件墓地の使用者又は埋蔵者等の個人に関する情報であると認められる。また、このうち氏名や住所等、直接、個人を識別することができる情報はもとより、それ以外の情報についても、本件請求においては本件墓地の番号が特定されていることから、本件墓地の使用者の知人や本件墓地の近隣に墓地を有する者など特定の関係者には、使用者や埋蔵者等を識別することができ、これらの者に関する機微な情報を新たに知ることとなる。したがって、当該情報は条例第7条第1号本文に該当すると判断する。また、当該情報は同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非公開とすることが妥当である。

しかしながら、許可番号は、これを公にすることで個人を識別することができるとは認められず、また、本件墓地の使用者や埋蔵者等を識別することのできる特定の関係者が新たに知ることとなる機微な情報とも認められないことから公開することが妥当である。また、死体火葬埋葬許可者の氏名、役職名及び印影並びに火葬場管理者の氏名及び役職名については、許可を行った公務員及び火葬場を代表する者の氏名等を示す情報

にすぎず、本件墓地の使用者及び埋蔵者に関する情報とは認められない。したがって、死体火葬埋葬許可者については、公務員の職務の遂行に係る情報であることから、条例第7条第1号ただし書ウに該当し、また、火葬場管理者については、慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報であることから、同号ただし書アに該当するため、いずれも公開することが妥当である。

4 本人情報の開示について

異議申立人は、本件墓地の情報は自己の財産に関するものであり、本件墓地の利用者には、これを開示すべきである旨主張しているため、この点について以下述べる。

条例は、情報公開制度の目的を公正で民主的な市政運営を確保することとし、そのために第5条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる」と定めている。これは、何人に対しても等しく請求権を付与し、請求の目的の如何を問わず、公平に情報の公開を行うこととする趣旨である。したがって、請求者が誰であるか、また、請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報に利害関係を有しているかといった個別の事情が、当該公文書の公開決定等の判断に影響を及ぼすものではなく、例え請求者本人に関する情報であっても、第三者が請求した場合と同じ結論を導くことになる。

よって、異議申立人の主張には理由がない。

5 結論

以上のことから、第1のとおり判断する。

第5 審議経過

次表のとおり。

審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成20年9月29日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成20年10月7日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成21年1月13日 (第71回審査会)	事案の概要説明
平成21年1月27日 (第72回審査会)	異議申立人からの意見聴取 諮問庁からの事情聴取
平成21年2月19日 (第73回審査会)	審 議
平成21年3月2日 (第74回審査会)	審 議
平成21年3月9日	答 申